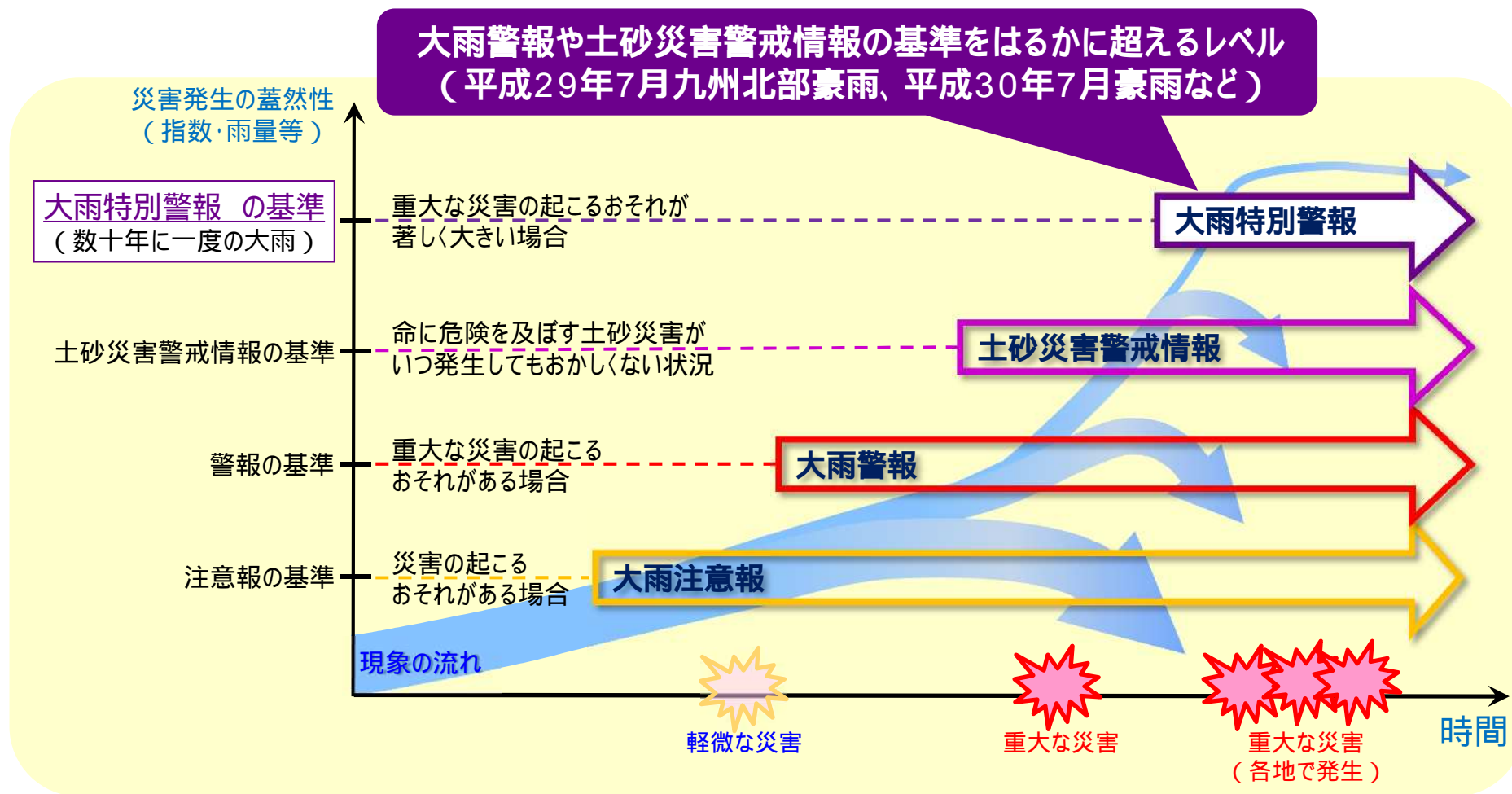


特別警報について

大雨特別警報とは

特別警報は、平成23年台風第12号による大雨災害等の広域的な大規模災害を受け、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に最大級の警戒を呼びかけるため、平成25年に創設。



ここでは、雨を要因とする大雨特別警報を指す。以下同じ。

大雨特別警報の基準

<大雨特別警報の基準>

「台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合」

<気象業務法第十三条の二>

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

<避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）>

大雨特別警報の発表時には、避難指示(緊急)等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。

大雨特別警報の基準に沿って発表指標を設定し運用

現在の技術水準に鑑み、
異常な現象となっている領域が一定程度の広がりを有することを発表要件とすることにより、
重大な災害が発生するおそれが著しく大きいという蓋然性を担保。



大雨特別警報は雨量等の
予測に基づき指標到達前に発表

大雨特別警報の発表指標

- ・ 以下 又は いずれかを満たすと予想され、かつ、
- ・ さらに雨が降り続くと予想される
場合に、大雨特別警報を発表

長時間指標

48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、50格子以上まとまって出現。

短時間指標

3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、10格子以上まとまって出現。

「危険度分布」の技術を活用した大雨特別警報の発表対象区域の改善

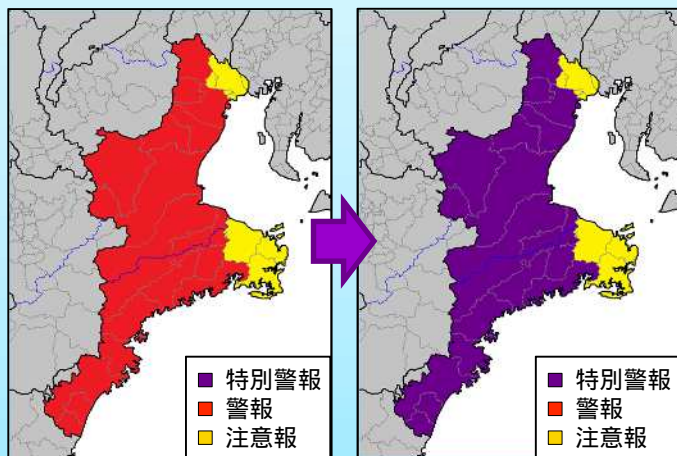
「危険度分布」の技術を活用し、危険度が高まっている市町村に絞り込んで大雨特別警報を発表するよう平成29年7月7日に改善した。特別警報の発表基準・指標の変更はなし。

改善前 数十年に一度の大雨となる府県予報区内において、大雨警報を全て大雨特別警報に切り替えて発表。

改善後 数十年に一度の大雨となる府県予報区内において、大雨警報を大雨特別警報に切り替えて発表。ただし、「危険度分布」の技術により、危険度が著しく高まってはいないと判断できる市町村は除外して発表。

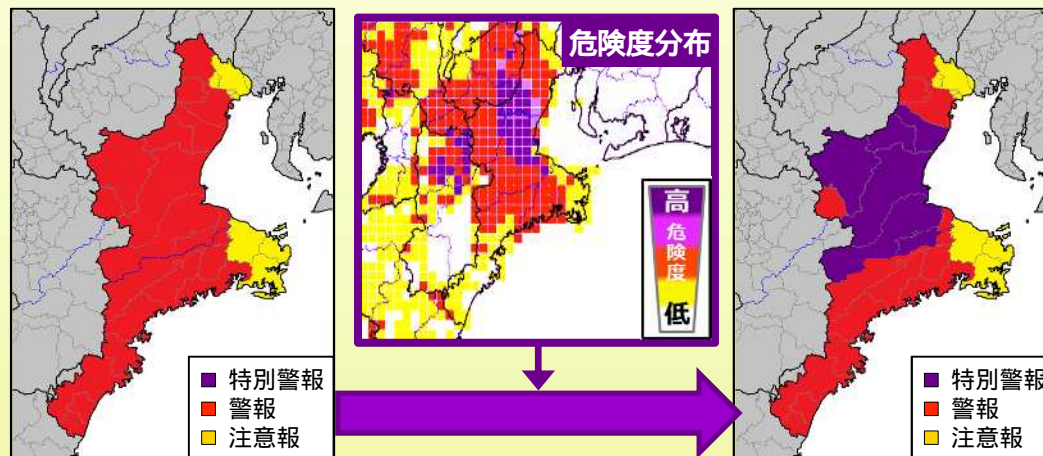
改善前

数十年に一度の大雨となる府県予報区内において、大雨警報を全て大雨特別警報に切り替えて発表。



改善後 (平成29年7月7日以降)

数十年に一度の大雨となる府県予報区内において、大雨警報を大雨特別警報に切り替えて発表。ただし、「危険度分布」で「極めて危険」(濃い紫)が出現していない市町村は危険度が著しく高まってはいないと判断できるため除外して発表。



危険度が高まっている市町村に絞り込んで大雨特別警報を発表

大雨特別警報の発表実績

- 平成25年8月の特別警報運用開始以降、雨を要因とする大雨特別警報は、7事例において8回発表し、最大級の警戒を呼びかけた。

大雨特別警報の発表実績

事例	回	要因種別	気象現象等
1		雨	平成25年台風第18号（福井県、滋賀県、京都府）
2		台風等	平成26年台風第8号（沖縄県）
		雨	平成26年台風第8号（沖縄県 ¹ ）
3		雨	平成26年台風第11号（三重県 ¹ ）
4		雨	平成26年9月北海道の大雨（石狩・空知・後志地方 ¹ 、胆振・日高地方）
5		雨	平成27年9月関東・東北豪雨（栃木県、茨城県、宮城県）
6		台風等	平成28年台風第18号（沖縄県）
7		雨	平成29年7月梅雨前線の大雨（島根県 ¹ ）
		雨	平成29年7月九州北部豪雨（福岡県 ¹ 、大分県 ¹ ）
8		雨	平成30年7月豪雨（福岡県、佐賀県、長崎県、広島県、鳥取県、岡山県、京都府、兵庫県、岐阜県、愛媛県 ¹ 、高知県 ¹ ）

1 雨を要因とする大雨特別警報の気象現象等において¹を付したものは短時間指標で、無印のものは長時間指標で発表。

2 発表事例数および発表回数は次の考え方のもとで整理。

・事例数：一連の現象によって発表に至った特別警報を1つの事例とする。

・回数：1つの事例のうち、発表期間が連続していないもの、又は要因種別が異なるものを個別の発表とする。

大雨特別警報の課題とその対応案（１）～位置づけと役割～

< 課題 > 運用開始前から継続的に取り組んできた広報活動等により、大雨特別警報という情報の認知度は高いものの、情報の意味が住民に十分理解されていない。

静岡大学牛山教授アンケート

- ・ 8割以上が大雨特別警報の発表を覚知。特別警報は「伝わっていない」といった状況ではない。
- ・ 特別警報を実際より弱い意味で理解している。約半数の住民が意味を正しく理解していない。【参考資料スライド6・7】

報道

- ・ 今回の災害後に「特別警報が出たときには避難が終わっているべき」だったと知った市町村もあった。
(出典：TBSニュース、10月18日)



< 対応案 > 大雨特別警報の位置づけや役割を次のように分かりやすく示した上で、平時からの周知・広報を強化するとともに、緊急時には状況に応じて早めに記者会見等で発表可能性について言及することなど、その呼びかけ方についても工夫すべきではないか。

位置づけ（案）

大雨特別警報は、避難勧告や避難指示（緊急）に相当する気象状況のレベルをはるかに超えるような現象をターゲットに発表するもの。

役割（案）

- (1) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害の危険性が認められている場所からまだ避難できていない住民には直ちに命を守る行動をとっていただくことを徹底。
- (2) 災害が起きないと思われているような場所においても災害の危険度が高まることについて呼びかけ。
- (3) 速やかに対策を講じないと極めて甚大な被害が生じかねないとの危機感を防災関係者や住民等と共有し、被害拡大の防止や広域の防災支援活動の強化につなげる。

大雨特別警報の課題とその対応案（２）～基準と指標～

< 課題 >

甚大な被害が生じた災害であっても、現在の発表基準や指標では大雨特別警報の発表対象に該当しない場合がある。

甚大な被害が生じた災害のうち、現在の発表基準や指標では大雨特別警報の発表対象に該当しない場合の例

- ・「平成25年台風第26号」（伊豆大島の土砂災害）
- ・「平成26年8月豪雨」（広島市の土砂災害）
- ・「平成28年台風第10号」（岩手県岩泉町（小本川）の洪水災害）



< 対応案 >

顕著な大雨に対する観測・予測技術開発の強化を図るとともに、近年の災害事例等を踏まえ、大雨特別警報の発表基準や指標の見直しを進めるべきではないか。